

河内町出産祝いプレゼント事業実施要綱

令和 7 年 4 月 1 日

訓 令 第 2 7 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、河内町に生まれた児童が健やかに成長することを
願い出産祝いプレゼント（以下「プレゼント品」という。）事業を実施
するために必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象者)

第 2 条 この事業の交付対象者は、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8
1 号）の規定に基づき町の住民基本台帳に登録されたている者であり、
新生児とともに本町に居住し、生計を一にし、養育する者とする。

(プレゼント品)

第 3 条 プレゼント品は、町長が別に定める。

(申請)

第 4 条 プレゼント品を受けようとする者は、出産した日から起算して
6 か月以内に河内町出産祝いプレゼント事業申請書（別記様式）を町
長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により期限
内に河内町出産祝いプレゼント事業申請書を提出できなかった場合
は、この限りでない。

(贈呈)

第 5 条 町長は、前条に規定する申請があった場合において適当と認め
たときは、申請書に対しプレゼントを贈呈するものとする。

2 プレゼント品の贈呈は、新生児 1 人につき 1 回とする。

(資格の喪失)

第 6 条 対象者がプレゼント品の支給を受けるまでの間に、次のいずれ
かに該当した場合は、その受給資格を失う。

- (1) 河内町に居住しなくなったとき。
- (2) 対象となる新生児が死亡したとき。
- (3) 町長がプレゼント品の支給が適当でないと認めたとき。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 2 日から施行する。

